

平成26年度第6回高崎市子ども・子育て会議 会議録概要

- 日 時 : 平成27年3月25日(水) 午後2時00分～午後3時20分
- 場 所 : 高崎市役所 本庁舎4階 庁議室
- 出席者 : 別紙のとおり
- 傍聴者 : 4人
- 会議に付した案件
 - ・ 高崎市子ども・子育て支援事業計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果及び計画書について
 - ・ 幼保連携型認定こども園の設置認可について
 - ・ 特定教育・保育施設の利用定員について
- 配付資料 ・ 次第
 - ・ 資料1 「高崎市子ども・子育て支援事業計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果について」
 - ・ 資料2 「高崎市子ども・子育て支援事業計画」
 - ・ 資料3 「高崎市子ども・子育て支援事業計画概要版」
 - ・ 資料4 「幼保連携型認定こども園の設置認可について」
 - ・ 資料5 「特定教育・保育施設の利用定員について」
- 会議録 : 別紙のとおり

○ 出席者（委員）：１６名

番号	所属団体等	氏名	当日 出欠
１	高崎市医師会	新井 英夫	
２	高崎市区長会 副会長	飯野 茂	
３	公募市民	小澤 健一	欠席
４	高崎市保育協議会 会長	狩野 章	
５	公募市民	後閑 紀子	
６	日本労働組合総連合会群馬県連合会 高崎地域協議会 事務局次長	越澤 恭行	
７	元教育委員長、あすなろ学童クラブ代表	小見 勝栄	
８	高崎市ＰＴＡ連合会 常任理事	小峯 希子	
９	高崎市学童保育連絡協議会 会長	鈴木 宏輝	
１０	高崎市民生委員児童員協議会 主任児童委員連絡会会長	高橋 鈴子	
１１	高崎健康福祉大学 教授	千葉 千恵美	欠席
１２	高崎市私立幼稚園父母の会連合会 会長	土岐 輝美	
１３	高崎市小学校長会 城南小学校長	永井 典代	
１４	高崎市心身障害者等連絡協議会 会長	中澤 登	欠席
１５	高崎市保育協議会保護者会 会長	長澤 尚胤	
１６	高崎市私立幼稚園協会 副会長	蜂須賀 和夫	
１７	高崎市母子等保健推進協議会 副会長	樋口 啓子	
１８	高崎市社会福祉協議会 会長	松橋 亮	
１９	高崎市児童文化スポーツ連合会 理事長	吉井 良弘	欠席
２０	認定こども園の代表者	和田 辨孝	

○ 出席者（事務局職員）：１７名

○ 会議録

1. 開会 (事務局)	定刻となりましたので、ただいまから平成26年度第6回高崎市こども・子育て会議を開会させていただきます。 それでは、会議に先立ちまして、本日の出席でございますが予定を含め16人、また4名の委員さんからは所用等により事前に欠席とのご連絡をいただいておりますので、高崎市こども・子育て会議条例第6条第2項の開催要件を満たすことをご報告いたします。また、会議の公開等につきましてはこれまでどおりあらかじめ許可してあります。それでは、お手元の次第に基づきまして進めさせていただきます。
2. 会長あいさつ (事務局)	はじめに次第2「会長あいさつ」でございます。会長からごあいさつを頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。 (会長あいさつ) それでは議事に入りたいと思います。 議事の進行は、高崎市こども・子育て会議条例第6条第1項により、会長が議長となることになっておりますので、ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
(会長)	これより議事の進行を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。 議事の協議に入る前にこれまでと同様に私から会議録の署名人1人の指名をさせていただきます。当会議の会議録署名人として委員Aを指名したいと思います。委員Aは、当会議の会議録が完成しましたら、ご署名をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
3. 議事1 (会長)	それでは、議事1「高崎市こども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリックコメントの実施結果及び計画書について」を議題といたします。 子ども・子育て支援事業計画（案）につきましては、前回の会議におきまして事務局から案が示されパブリックコメントを実施するとの報告がありましたが、本日はパブリックコメントの実施結果と、寄せられた意見等に対する市の考え方、またその意見等を受けて最終的な子ども・子育て支援事業計画ができあがったようですのでこのことについての説明があると思います。それではこのことについて事務局から説明をお願いいたします。
(委員B)	(高崎市こども・子育て支援事業計画に関するパブリックコメントの実施結果及び計画書案について事務局から説明を行った。) パブリックコメントを実施したところ5名から8件のご意見が寄せられたとのこと。また、パブリックコメントを受けて最終的な計画書が示されましたが、委員の皆様からご意見などはございませんか。 この人数が5人で8件というのは、担当者の方では非常に少なかったというのか、どのような評価としてあるのかなと思います。私としてはもっとたくさんの意見が出るのかなと思っていたのですが、5人で8件というのも際立ったご意見というのではないの

(事務局)	で、もう少し周知等徹底していけばもっといろいろなところに意見があるのかなと思いますし、期間が２月３日から２３日までだとちょっと短いのかなと思うのですが。しかしパブリックコメントというのはこのような形でほとんど行われているのかどうか、この辺を参考までにお聞かせいただきたいのですが。 お答えさせていただきます。 ５人で８件という結果ですが、この結果につきましては実は、この前に子ども・子育て支援新制度に係る条例のパブリックコメントを実施させていただいておりまして、こちらの方でかなりのご意見を頂戴しております。本来そちらの方は条例に関するこのパブリックコメントでご意見をいただきましたかったということがありましたが、そちらの方で事業計画のご意見をいただいておりますので、それを合わせますと、決して少ないといったような評価はこちらとしてはしていないところではございます。その辺につきましては、パブリックコメントを受けていただいた市民の方がこちらの周知の徹底不足もございまして、棲み分けというところがうまく伝わっていなかった部分もあるのかというところではありますが、いずれにいたしましても、今回のパブリックコメントに関わらない意見につきましても、市の方としましては検討させていただきまして、考え方としてお示しさせていただいておりますので、ご意見をいただいた方には、ご納得いただけているかどうかは別として、私としては伝わっていると考えております。
(委員Ｃ)	次世代育成支援計画の中に１４の決められた支援というのがあったかと思うのですが、今回の子ども・子育て支援計画の中にはその１４のものは入っていないのですけれども、それは今までどおり継続されていくというかたちになるのでしょうか。２６年度で終了のはずだったのですけれども。そちらとの兼ね合いというのは、本当に今更ながらのお話なので大変申し訳ないのですけれども、あそこにかかれていたものというのは、とても重要なことが書いてあったと思うのですね。
(事務局)	次世代育成対策につきましては、ご存知のとおり、今年度末までの時限立法ということで、計画を立てた上で子育て施策について取り組んで参りました。次世代育成支援対策推進法につきましてはこの度延長ということで、更に１０年間延長することになりましたが、基本的にはこの次世代育成支援対策推進法というのはあくまでも時限法ということで、その後この子ども・子育て支援法が成立いたしましたして、こちらは恒久法ということになっております。次世代育成支援対策推進法に関します事業計画につきましては、その計画をつくること自体が任意になっております。それに対しまして、この子ども・子育て支援事業計画というのは、市町村が必ず策定しなければならない計画となっております。本市といたしましては、次世代支援計画が終わったからそれで次世代の内容が終わりということではなく、その後を継ぐ子育て支援計画として、この子育て支援事業計画として策定したものでございます。 今、委員Ｃがおっしゃられたような特定重要項目というのは次世代育成支援計画の中に１００以上の施策があったわけですが、その中に特に重要と思われる、保育に関する事業について、国が必ず報告を求めていた１４の事業ということになります。そ

	の中には、今計画の中にもございます休日保育のことや延長保育、そういったものが含まれていたわけですが、今回の事業計画の中には14ということではなく、必要な事業といたしまして47ページにございますが、子ども・子育て支援法に基づきまして、地域子ども・子育て支援事業という位置付けの中で、今後の目標等を立てさせていただいております。よろしくお願いいたします。
(会長)	他になければ、それでは以上で高崎市子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリックコメントの実施結果及び計画書についての協議を終結いたします。
3. 議事2	次に、議事2「幼保連携型認定こども園の設置認可について」を議題といたします。
(会長)	幼保連携型認定こども園の認可にあたっては、条例により当会議で調査審議することになっているわけですが、認可申請が6件提出されているとのことで、この申請についての認可について協議することになります。 なお、今回の申請には本会議の委員からの申請も含まれており、設置の認可に係る利害関係者であることから、協議を分けて行いたいと思います。まずは事務局から説明をお願いします。 （5施設の設置認可について事務局から説明を行った。） 事務局からの説明は終わりました。 まずは、申請施設の整理番号1から5の施設について協議したいと思います。 真明こども園、認定こども園新町保育園、杉の子保育園、エデューカーレ城之内、ひよこプリスクールの設置認可についてご意見等はございますか。 それでは、項番1から5の施設についての設置認可について当会議として事務局案のとおり了承したいと思います。
(委員D)	少しよろしいでしょうか。私は一般市民ですのでよくわからないところがあるのですが、この会議で最終的な認可ということになるのですか。ここで切られてしまうと、この6つの事業所は認可を受けられないということになるのですか。
(事務局)	ただ今のご質問につきましては、あくまでも認可につきましては高崎市長が決定することですので、こちらでは意見をお伺するということでございます。ここで議論いただいた内容に拘束されるということではなく、それを踏まえた上で高崎市長が最終的な判断をするということになっておりますので、そのようにご理解いただければと思います。
(委員D)	意見も何も施設の名称が明記してあって、所在地があって、申請日があって、今現在はこういった名称ですよという、たったこれだけですから、私は保育園、幼稚園の経営者ではないですし、ただこれだけを見まして意見はどうでしょうということのお話をいただきましても、何も言うことがない、言う必要がないと思います。わからないものに対して意見も何も言えないですし、そういうことをその会議でやらなくてはいけないということになっているのでしょうか。現地も見えていないですし、それだけ重要なことに

	関わっているのがとても怖くなってしまいました。市役所の専門のお仕事をされている方々で判断されればいいのではないのかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。
(事務局)	先ほど設置認可についての説明をさせていただく中で、保育課の方で提出された書類等の内容審査について、条例に反していないかということを確認はさせていただいておりますので、そういったところはクリアできているかと思っておりますので、その他の部分でご意見等があれば伺いたいという主旨でございます。
(委員D)	6つの保育園のうち、上の3つの保育園がちょっと満たしていないところがありましたけれども、他の法律を持ってくることによって満たしているのによしとします、ということをおっしゃったではないですか。そういうことの内容を知らない側からしますと、「えっ。」と思うわけなのですね。満たしていないのに他のものを持ってくることによって、それに当てはめて満たしているならばいいですよということであれば、別にここで意見を言いようがないと思います。
(事務局)	この手続は、いわゆる認定こども園法の本文で定められた手続のひとつということでご理解いただければと思います。また、先ほど私の方で説明が不足してしまったのかもしれないのですが、基準として移行に係る経過措置として、今回の制度変更において近々で対応できない場合もあることから、一定の期間特例を適用した中で、また国においてその後の適正性について、検証、見直しをしていくということがうたわれておりますので、そのことを踏まえ、適切に対応をしていただくように、こちらとしても各施設にお願いをさせていただきますし、見させていただくというような状況で考えております。
(委員D)	ありがとうございます。なんだかとても責任のある時間といえますか、すごく緊張しまして、一市民ですから、経営者の方々が子どものために良かれと思って日々一生懸命やっていたら、この場でどうこう言えるような、とてつもなく重要な時間に感じたものですから、意見させていただきました。よくわかりました。ありがとうございました。
(委員E)	私も同意見です。申請書を出しているのですが、確認申請書であれば確認申請書の最初に平米数がいくつあって、職員が何人いて、どういう法人で、代表者が誰でという紙があって、あと案内図、平面図をつけて、添付書類はたくさんありますから、最初の3、4枚だけつけて、皆さんにこういったものができるのですがどうですかというような進め方をさせていただくと、皆さんもこういう場所で、こういうものができるのだなということを理解した上で、結構ですよといえると思うのです。 私も実際に資料を作っているのですけれども、膨大な書類、添付書類があるので、それ全部といったら膨大になるので、最初の方の2、3枚でしたら簡単にコピーができると思いますし、これを見ると法人の名前や代表者、職員が何人いるとか、そういったこ

	とが全部書いてあるので、それを見れば、こういったものができるという、保育室の平米数だとか全部書いてあるので、何もなくて名簿だけ見て認可するかしないかというのだとやっぱり審議委員さん全員が納得できないかなと思います。今回は仕方がないのですが、次回はそのような方向で、少しの資料でいいのでコピーして、こういう規模で、こういうのができるのだということでご説明していただけると、皆さんが審議をしてチェックをしているから問題はないと思うのですが、言い方を悪くすると、自分たちがチェックをしているのだから皆さんは口を出さないでくださいという感覚になってしまうので、添付書類を除いて最初の3、4枚を、それだけでも出してもらえると皆さんはすぐ納得ができるかなと思います。以上です。
(委員D)	今日は書類を本日いただいたのですけれども、今までのように前もっていただければ、調べれば今どこにあるかわかる時代ですので、6ヶ所くらいですから市内ですから全部見てまわって見て参りました。設置認可と聞いて非常に緊張してしまいまして、それくらい責任のあることですので、前もっていただければ全部まわって自分の目で確かめて見て参りました。すみません、意見です。よろしくお願いいたします。
(事務局)	今回の資料につきましては、他自治体で出している資料を参考にしながら、こういった形で出させていただいたものでした。次回からはただ今いただいたご意見を参考にしながら、出し方を考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
(会長)	よろしいでしょうか。続いて整理番号6のいず海第一こども園でございますが、この施設の設置認可申請者は、本会議の委員でもあります委員Fでございますので、先ほど申し上げたとおり、この案件に関する協議については委員Fの退席を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (委員から「異議なし」の声) それでは恐縮ですが、よろしくお願いいたします。 (委員F退席) 審議を再開いたします。整理番号6のいず海第一こども園の設置認可申請について事務局から説明をお願いします。 (いず海第一こども園の施設概要の詳細について事務局から説明を行った。) 事務局からの説明は終わりました。 いず海第一こども園の設置認可申請についてご意見等はございませんか。 それでは、いず海第一こども園については事務局案のとおり了承したいと思います。 この案件について審議が終わりましたので、委員Fの退席を解きます。 (委員F復席)
(委員G)	よろしいですか。こども園の問題なのですが、私は今、保育園の3カ所の理事を務めさせていただいておりますが、聞くところによりますと、役員さんだけが賛成をして、役員でない方は賛成しないのではないかとというご意見も聞いているのです。あくまで、全体的なことです。

(事務局)	各事業者の方には認定こども園になるかどうかの意向調査もさせていただき、保育課の方でもいろいろな機会を得て、それぞれの皆様に説明会等も開催しているという状況もございますので、そういった中で、各事業者の方がご判断いただいて、今回のようなかたちで申請が出てきたという認識であります。よろしくお願いいたします。
(会長)	それでは、今回申請のありました6件の審議は終了しましたが、全ての申請について本会議で了承することといたします。以上で幼保連携型認定こども園の認可に関する調査審議についての協議を終結いたします。
3. 議事3	次に、議事3「特定教育・保育施設の利用定員について」を議題といたします。
(会長)	子ども・子育て支援新制度では、市は施設型給付費の支給に係る施設について確認を行い、施設の種類や子ども認定区分ごとに利用定員を定めることになっています。さらに、この利用定員の設定にあたっては、市はこの子ども・子育て会議の意見を聴くことになっています。このことについてまず事務局から説明をお願いします。 (利用定員の設定について事務局から説明を行った。) 事務局からの説明は終わりました。特定教育・保育施設として、保育所74施設、幼稚園1施設、また、先ほど認可する見通しとなりました幼保連携型を含む認定こども園11施設が、施設型給付費の対象施設となる特定教育・保育施設として市が確認を行い、それぞれ利用定員を先ほどの説明のとおり設定したいとのことでございますが、委員の皆様からご意見やご質問などはございませんか。
(委員H)	認可定員が幼稚園型225人に対して、利用定員が258人。認可定員の保育所型に関しては、45人に対して55人というこちらは特段問題がないということでしょうか。
(事務局)	幼稚園型と保育所型の認定こども園につきましては、先程の幼保連携型とは異なりまして、幼保連携型認定こども園のように単一の施設としての認可を受けるわけではなく、既存の幼稚園、既存の保育所という認可施設を持ったまま、保育所型であれば保育が必要な子以外の1号認定子どもを別枠で預かる、幼稚園型については、認可外施設を併設して保育を必要なお子さんを預かる部分というのを設けるというようなことでございまして、こちらの認可定員外で定めるものということで設定をさせていただいたものとなります。
(委員B)	何もわからないので、これを見ると、特定教育・保育施設とありますが、この特定教育というのはどういうものをいうのでしょうか。また認定こども園が全部私立というのは、他のところではやりづらいから、私立が受けざるを得なくてやるのかなと思ったのですが、市の公立の中ではこういう認定こども園的な要素を入れて、充実してやろうと思っているのか、そのようなところをご説明していただけるとありがたいのですが。

(事務局)	まず前半の特定教育・保育施設の件ですが、教育・保育施設、幼稚園や保育所、認定こども園のことになりますが、この子ども・子育て新制度で先程施設型給付というかたちで、運営費の、市町村が支払うものを確認という作業を法律に基づいてするのですけれども、それは一定の書類のやり取りとなります。その確認をして、給付を受けることができるというような内容の確認ができた施設について、特定教育・保育施設という名前がつくということだけなので、別に何かを特定しているとかという意味合いではなくて、法的な整理の中で単純に施設型給付を、もしくは保育所では委託費ということになりますけれども、受けることができる施設のことを単純に特定教育・保育施設という名称で呼ぶということだけでございます。 2つ目の質問の部分ですが、公立保育所からの認定こども園を目指すかということなのですが、高崎市の3歳以上児については97%、98%が保育所や幼稚園に入っているという状況がございますので、認定こども園については今のところまだ移行というのは考えておりません。また、公立の幼稚園のこども園化ということについては、当面は公立幼稚園としての役割を果たしていきたいと考えております。ちょうど27年4月からいよいよ新制度が開始されるわけですが、新しい枠組みができていく中で保育ニーズ等の変化も見ながら、今後検討していきたいと考えております。以上です。
(委員C)	今のご意見に関連してなのですが、吉井地区が公立幼稚園の降園時間なのですけれども、吉井地区の降園時間というのが15時かと思うのですが、それと現在高崎市内にある公立幼稚園の降園時間は長くて14時という問題があって、噂で、15時になるのだよという噂が伝わってきているのですけれども、まことしやかにそれが今度の4月から実施されるのだよというかたちで伝わってきているのですけれども。そちらの件に関して、ちょっと外れてしまうのですけれども、先程のこども園も含めて、公立の幼稚園を検討されるという中で、時間的なものの延長を考えていかないと、他の幼稚園とのからみもあって、なかなか定員を満たさないという状況があるのかどうかというのが少し懸念されるのですけれども。降園時間と定員に関して、どうなのでしょう。
(事務局)	降園時間に関しましては、吉井との合併時の協議の中で、吉井の幼稚園が15時まで過去から続けてきたこと、それが地域の方のニーズにあったかたちでできたことから、市内の方は14時ですが、利用者の側からどうかということで、そのまま14時、15時というかたちで残りました。 なお市内の幼稚園について、来年度から15時というのはどうでできたのかちょっとわからないのですが、現状のまま14時で考えております。昨今の働く女性を応援するという意味合いで、パートタイマーの方など14時という降園時間では迎えが忙しいというような状況も聞いております。それも含めて少し延長して、保育することができないか、まさに検討しているところでございます。またご報告させていただきます。
(委員E)	ちょっと意見ですが、よろしいでしょうか。今のお話は公立のお話で、私立の幼稚園はもう既に何年も前から預かり保育ということで、14時に保育が終了後、17時や18時までお子さんを預かっているのです、わずか9園が延長保育をするかしらないかという

	ようなことは、高崎市全体にとってはさほど影響がないことです。
(会長)	それでは特定教育・保育施設の利用定員の設定については、事務局案のとおり本会議で了承することといたします。以上で特定教育・保育施設の利用定員の設定についての協議を終結いたします。 以上で、本日予定していました議事は終了いたしました。審議の円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございました。それでは進行を司会に戻します。
4. その他 (事務局)	会長、議事の進行、ありがとうございました。 続いて、次第4「その他」といたしまして、事務局から報告をさせていただきます。 これまで、平成25年11月6日の第1回を皮切りに、本日まで計8回の会議を重ねて参りました。この間、関係条例の制定や事業計画書の策定、また幼保連携型認定こども園の認可や特定教育・保育施設の利用定員の設定等について皆様にはご熱心にご審議いただき、来月からはいよいよ新制度がスタートすることとなります。委員の皆様には会議の円滑な運営にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます。 本日の会議で新制度施行の準備に関する審議は終わりますが、引き続き本会議は新制度施行後における事業計画の進捗管理や幼保連携型認定こども園の認可、また子ども・子育て支援に関する総合的な推進等に関する事項などについて、ご協議、ご審議をいただくことになっております。今後とも委員の皆様にはご指導、ご助言を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
5. 閉会 (事務局)	以上を持ちまして本日の会議はすべて終了いたしました。これをもちまして平成26年度第6回高崎市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。